

平成 23 年度

税制改正のポイント

平成 23 年度の税制改正案が政府から発表になりました。税制改革の視点としましては、税収力の回復が喫緊の課題とのことで、

納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと

「支え合い」のために必要な費用を分かち合う

税制改革と社会保障制度を一体的に捉える

グローバル化に対応出来る税制を考える

地域主権改革を推進するための税制を構築する

そのために、所得税、消費税、資産税を全般に見直し、財政を健全化していくとの事です。法人税は実質減税ですが、資産家・高額所得者には増税になります。この増税が、我々庶民の将来の生活に安心を与えてくれるものなら、経済は活性化するかもしれません。でもどうでしょう。

先月も簡単に記載したのですが、今月は法人税の話をしていただきます。



【法人税】

法人税率の引下げ

→ 平成 23 年 4 月 1 日開始事業年度から

現在の特例 18%が 15%となります。

雇用促進法人税額控除制度

公共職業安定所長に雇用促進計画の届出を事業年度開始後 2 ヶ月以内に届出をした事業主が対象になります → 税額控除です

減価償却制度の見直し

定率法の償却率が縮減されます（減価償却が少なくなります。つまり、増税です。）

→ 平成 23 年 4 月 1 日以後取得する資産より適用

欠損金の繰越控除

普通法人のうち、資本金が 1 億円以下であるものについては、現行通りです。ただ、繰越期間は青色申告書を提出している場合には、現行 7 年から 9 年に延長されます。

環境関連投資促進税制の創設（グリーン投資減税）

エネルギー・起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得して平成 23 年 4 月から事業の用に供した場合 取得価額の 30% の特別償却か税額控除を選択できます。



中小企業投資促進税制

中小企業等基盤強化税制の廃止に伴い、ソフトウェアの範囲について所要の見直しを行う

更正の請求の期間の延長が行われます。→ 5 年

平成 23 年の北海道経済の行方と課題

先日、TKC の新春講演会で、北海道大学の宮脇淳さんの講演を聴く機会がありました。北海道経済が低迷している本質的な理由としては、

1. リーマンショック等景気変動の問題ではない
2. 経済社会のパラダイム転換への対応の遅れ
3. 新たなグローバル経済へ対応する独自のマネジメント創造の遅れ
4. 政策転換の遅れ

となっていて、国内市場を再構築し、北海道はアジアの市場と直接向き合うようにしないと、東京経由の情報では難しいとの話でした。おおきな構造変化は、2 つあります。

1 つは、もちろん少子・高齢化社会。もう 1 つはグローバル化社会。これからは、毎年右肩上がり所得が増加する時代は終わり、限られた資源を最適に活用することが必要な時代となります。国境が低くなり、地域が直接世界と結びつく時代で、個性を発揮することが大切との話でした。

今月の一言 稲盛和夫の言葉から

生きていること

いや、生かされていることに感謝し、

幸せを感じる心によって

人生を豊かで潤いのある素晴らしいものに

変えていくことができると、私は信じています

日本政策金融公庫 普通貸付金利 2.25%

経営改善貸付 1.95%

平成 23 年 1 月 17 日より

【編集後記】

今、大武健一郎さんの「日本経済を救う税金の話をはじめよう」から始まり、藻谷浩介さんの「デフレの正体」を読んでいる途中です。今の現状は、高齢化社会がすべての元凶となっています。では、どうすればいいのか、また、お話したいと思いますが、現実確定申告の真っ最中。皆様の周りで、資産を売却したがどうすればいいのか、株の売却で損がでたが、どうすればいいのか、相続が発生したが、等お困りの方はいらっしゃいませんか？何なりとお手伝いさせていただきます。お声をかけてください。おまちしております。